

小値賀町特定事業主行動計画

平成29年3月

小 値 賀 町 長
小 値 賀 町 議 会 議 長
小 値 賀 町 教 育 委 員 会
小 値 賀 町 選 挙 管 理 委 員 会
小 値 賀 町 代 表 監 査 委 員
小 値 賀 町 農 業 委 員 会

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとします。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、法律の一部が改正され、平成37年3月まで延長されました。本町では、平成29年4月1日から平成37年3月31日までを計画期間とします。

3 計画の推進体制

この行動計画を策定するにあたって、職員からのニーズなどを踏まえ、子育て支援に対する職員の意識改革と職場の環境整備を促進するため次のとおり計画を推進します。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

- ②妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

【実施期間;平成29年度から】

- ③妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じな

いこととします。

【実施期間;平成29年度から】

(2)子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ①子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

(3)育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ①育児休業等に関する資料を通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

- ②妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行います。

【実施期間;平成29年度から】

- ③研修等において、育児休業制度等の制度説明を行います。

【実施期間;平成29年度から】

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行います。

【実施期間;平成29年度から】

ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ①育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行います。

【実施期間;平成29年度から】

- ②課長会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行います。

【実施期間;平成29年度から】

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ①育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行います。

【実施期間;平成29年度から】

②復職時における研修等を実施します。

【実施期間;平成29年度から】

オ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得を、

男性 1人

女性 100%

とする。

【実施期間;平成29年度から】

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

イ 一斉定時退庁日等の実施

①定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先喚起を行います。

【実施期間;平成29年度から】

②定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

ウ 事務の簡素合理化の推進

①行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。

【実施期間;平成29年度から】

②会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用します。

【実施期間;平成29年度から】

③定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ①超過勤務の上限の目安を、年間200時間とし、超過勤務縮減に努めます。

【実施期間;平成29年度から】

- ②部局・課室ごとの超過勤務の状況を、人事当局等で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒヤリングを行った上で、注意喚起を行います。

【実施期間;平成29年度から】

- ③人事当局は、各部局・課室ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、超過勤務に関する認識の徹底を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

オ その他

- ①超過勤務の多い職員に対しては、健康面における配慮を充実させます。

【実施期間;平成29年度から】

以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、上限目安時間の200時間以内の達成に努めます。

【実施期間;平成29年度から】

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ①職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

- ②管理職に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させます。

【実施期間;平成29年度から】

- ③各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

- ④休暇取得促進キャンペーン等を実施し、取得促進の周知を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

- ⑤職員が安心して年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援

ができる体制を整備します。

【実施期間;平成29年度から】

イ 連続休暇等の取得の促進

①国民の祝日や夏季休暇に併せた年次休暇の取得促進を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

②職員やその家族の誕生日や結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇について、取得できる雰囲気醸成を図ります。

【実施期間;平成29年度から】

以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年度比で10%増加させる。

【実施期間;平成29年度から】

(6) 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

①各年齢層の職員に対して、研修を通じて意識啓発を行います。

【実施期間;平成29年度から】

②セクシャルハラスメント防止のための研修を通じて意識啓発を行います。

【実施期間;平成29年度から】

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

①乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド等の設置を検討します。

【実施期間;平成29年度から】

②子どもを連れて人が気軽に来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を行います。

【実施期間;平成29年度から】

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ①子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供します。

【実施期間;平成29年度から】

- ②子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施します。

【実施期間;平成29年度から】

- ③小中学校等に職員を派遣し、出前講座等を実施します。

【実施期間;平成29年度から】

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ①子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員参加を支援します。

【実施期間;平成29年度から】

- ②公用車や自家用車の運転中交通事故を起こさないよう、職員への綱紀粛正を呼びかけます。

【実施期間;平成29年度から】